主 女

被告人の控訴はこれを棄却する。

原判決中被告人に無罪を言渡した部分を破棄する。

被告人を罰金三万円に処する。

右罰金を完納することができないときは金三百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

原審における訴訟費用中証人A同B同Cに支給した分は被告人の負担と する。

理由

弁護人表権七の控訴趣意同吉川幸三郎の控訴趣意及び京都地方検察庁検事正代理 検事北元正勝の控訴趣意はそれぞれ記録に綴つてある控訴趣意書記載のとおり又弁 護人表権七の答弁は同答弁書記載のとおりであるからいずれもこれを引用する。

弁護人表権七の論旨第一及び弁護人吉川幸三郎の論旨一、二について

しかし原判決の挙示する証拠によれば原判示第一の事実は認めることができる。 即ち被告人が原判示の日時場所においてDに対してした家屋によるでとでにきるの 一方四のを支払えと要求し原判示のような暴言、態度によって日人の供述記事による証人の供すると要は原本であり、 一方四のところであり又右証人の供述記載のでは、 は、であったが家屋所有者とに面接して売買契約締消されるである。 を受けたのであったが家屋所有者とに面接して売買契約締消されるであるたが家屋にのから右周旋依すを がでありますにであることが明らからがよりであるたるの後更られず徒らについてはることが明らからがはなくは右とのであるた。 契約成立したものであるとが明らからがよりは右と関係なくのであるた。 と関係なくは右とのが明らからがいる場合に対仲介護者のである。 と前求の権利ありと信ずべきいわればない。 本述に取りたいた。 の事実認定は弁護はのである場合に対した。 を対したがいことはの事実認定は弁護とに対し、 を対したがいことはが、 に関係なくが、 に関係なくが、 に関係なくが、 に関係ない、 に関係ない、 に関係ない、 に関係ない、 に関係ない、 に関係ない、 に関係ない、 に関係ない、 に対し、

弁護人表権七の論旨第二及び第三について

しかし原判示第二(一)(二)の各事実はそれぞれ原判決の挙示する証拠により十分これを認められるのであつて殊に原判示第二(一)については被告人が先ずGの胸倉をつかんで突いたものであること原審第四回公判調書中証人Gの供述記載に徴し明らかであるから被告人の右所為につき正当防衛の成立する余地なきこと言を俟たざるべく弁護人援用の証拠及び記録中の爾余の証拠によるも原審の事実認定を覆えすことはできないから論旨はいずれも理由がない。

同第四及び弁護人吉川幸三郎の論旨三について

しかし記録を精査して本件犯罪の動機、態様、罪質、回数その他各般の情状を検討するときは原審の懲役一年の科刑を目して重きに過ぎ不当であるとは認められないので論旨はいずれも理由がない

よつて刑事訴訟法第三九六条に則り被告人の本件控訴はこれを棄却すべきものと する。

次に検事の控訴趣意について案ずるに被告人に対する自転車競技法違反の公訴事 実は原審の取調べた証拠によ〈要旨〉つて後記のようにこれを認めることができる。 そして該事実によれば被告人は固より自転車競走施行者となれ</要旨>ない個人であ つて勝者投票券を売出すことは許されない着者であるに拘らず店舗を設け自己の営 業として不特定多数人に対し勝者投票券の購入方委託を受ける名義の下に勝者投票 券の額面金額に手数料名義の金員を加算した現金と引換に「会員申込書」なる投票 番号を特記した証票を交付し右申込書に特定した勝者投票が的中した場合には自転 車競走施行者が払戻すべき金員と同額の金員を前記会員申込書と引換に被告人から 払戻すべきことを契約したものであつて被告人においてはたとえ委託にかかる投票 券を現実に購入しなかつた場合でも投票券代金を返還するに及ばないと同時に的中投票券を表示した会員申込書の提示ある以上払戻金の支払を拒み得ざるべく現金の授受は右契約に基き専ら被告人対委託者の間において終始する関係が窺われるから 被告人において全購入委託者の委託したとおりに勝者投票券を購入した事実が証明 せられない限り実際的には勝者投票券と同様の作用をする会員申込書を発売したに 外ならないものというべきである。而して本件において被告人が全購入委託者の委 託したとおりに勝者投票券を購入した事実の証明はないのであるから被告人の後記 判示行為は昭和二三年法律第二〇九号自転車競技法第一四条第一号後段に該当する こと明かであつて原審が相手方となつた者の数及び相手方に交付した会員申込書の

数を過少に認定し且つ単純な投票券購入の取次に止まるものとして被告人に無罪を言渡したのは事実を誤認しひいて法律の適用を過つた不法あるに帰し、論旨はいずれも理由があり原判決は破棄を免れない。よつて刑事訴訟法第三九七条第三八二条第三八〇条に則り原判決中被告人に無罪を言渡した部分を破棄しなお本件は当裁判所において直ちに判決することができる場合であるから同法第四〇〇条但書第四〇四条に依り更に自転車競技法違反被告事件について次のとおり判決する。

被告人は自転車競走施行者でないのにH会という看板を掲げた営業所の本店を京都市a区bc町に又同支店を同市d区ef町に設けI外数名を使用し昭和二六年九月四日右本店及び支店においてJ外二百数十名から同日施行されたg市主催K競輪の勝者投票券合計約九〇〇枚の購入方委託を受け該勝者投票券が的中した場合には自転車競走施行者が的中者に払戻すべき金員と同額の金員を被告人から委託者に払戻すべきことを約束し払戻金引換の証として会員申込書と題する投票番号特記の証票合計約三百数十枚を投票券一枚につき一一〇円(投票券の額面金額に手数料として金一〇円を加算したもの)の割合による現金と引換に交付し以て勝者投票券発売類似の行為をしたものである。

証拠の標目

犯罪事実

- 、昭和二六年九月一四日附検事の面前における被告人の供述調書
- 一 、検事の面前における I の供述調書
- 一 、司法巡査作成に係る I の策二回供述調書
- 一 、司法巡査の昭和二六年九月四日附作成に係るLの供述調書
- ー、司法巡査の昭和二六年九月四日附作成に係るMことMの供述調書及び、同事二回供述調書
 - ー 、司法巡査作成に係るN、O、P、Q及びJの各供述調書
 - 、証第五号(会員申込書控簿九冊)証第六号、証第七号乃至第一四号

法律に照すに被告人の右判示の所為は昭和二七年法律第二二〇号による改正前の自転車競技法代一四条第一号後段第七条に該当するので所定刑中罰金刑を選択し罰金等臨時措置法第二条を適用して被告人を罰金三万円に処し右罰金を完納することができない場合につき刑法第一八条に則り金三百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置すべきものとし原審における訴訟費用中主文第五項に記載した分は刑事訴訟法第一八一条第一項を適用し被告人をしてこれを負担させることとする。よつて主文のとおり判決する。

(裁判長判事 富田仲次郎 判事 棚木靱雄 判事 入江菊之助)